

2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

制度について

平成27年度より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払制度が施行されました。この法律により、農業の直接支払が恒久的な制度となり、安定した営農が促進されます。

現在、天塩町で取り組んでいる中山間地域等直接支払は、社会的条件の不利な地域振興五法の指定を受けた地域を対象に、荒廃農地の増加等により多面的機能が低下されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するという観点から交付金を交付しています。

活動期間及び組織については、平成27～31年度までを第4期対策として、下記の2つの集落協定にて活動していきます。

各集落協定について

平成27年度分

項目	詳細内容	
組織名	天塩町集落協定	天塩町畜産集落協定
代表者	加藤 久雄	工藤 敏明
協定期間	平成27～31年度	平成27～31年度
協定参加者	117人(個人114戸、3法人)	8人(個人5戸、3法人)
協定農用地面積	68,419,764㎡	12,998,862㎡
交付金額	99,934,639円	19,498,293円
国・道	74,950,978円	14,623,719円
町費	24,983,661円	4,874,574円
交付金使途		
共同取組活動	53,390,400円	18,063,121円
農業者へ個人配分	46,544,239円	1,435,172円

農業生産活動として取り組むべき事項

- ・適正な農業生産活動による耕作放棄の防止を図る。
- ・排水路・農道の適切な管理。
- ・暗渠排水工事による生産力向上。
- ・堆肥舎・バンカーサイロの建設促進活動。
- ・構内除雪活動。
- ・糞尿消臭対策。
- ・廃プラスチック処理対策。
- ・酪農体験学習に関する学校教育等との連携。
- ・放牧畜産の推進。

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

・草地整備、排水路、農道等の補修・改良が必要となる位置を図示し、補修・改良を行うことにより農用地の適切な保全管理を行う。

地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

- ・牛舎消毒による防疫強化。
- ・新規就農者、農業実習生の確保。
- ・飼槽、クーラー室等の防疫対策。
- ・牛床マット整備による防疫対策。
- ・牛舎通路改修工事による生産力向上。
- ・後継牛の育成補助。
- ・構内及びロール堆積場の簡易舗装。

その他

- ・会議開催、研修会への参加等。

これらの取組により、条件不利地での荒廃農地の発生抑止をはじめ、生産性・作業性の向上、農村環境改善、担い手の確保、酪農体験学習の開催、健康管理への取組など広範囲にてその効果を発揮しております。

制度に関するお問合せは... 農林水産課 農地整備係 内線236